

令和7年第1回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第41号

令和7年第1回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和7年2月12日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日時 令和7年2月26日（午前10時）

2 場所 多摩市役所議場

第 1 1 号議案

多摩市総合オンブズマンの委嘱につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市総合オンブズマンに委嘱したいので、多摩市総合オンブズマン条例（平成 2 1 年多摩市条例第 4 7 号）第 9 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市総合オンブズマン森安紀雄氏は、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
森安 紀雄		

第 1 2 号議案

権利の放棄について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 権利の内容

民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 7 条に規定する後見開始の審判（以下「後見開始の審判」という。）請求に伴い多摩市が負担した、家事事件手続法（平成 2 3 年法律第 5 2 号）第 2 8 条第 1 項に規定する家事審判に関する手続の費用（以下「家事審判に関する手続費用」という。）

2 権利の放棄の相手方

東京都多摩市百草

A

3 権利の放棄の額

金 5, 3 4 4 円

4 権利の放棄の理由

多摩市成年後見制度における市長の審判請求手続等に関する要綱（平成 1 5 年多摩市告示第 2 0 2 号）に基づき、令和 4 年 1 2 月 2 3 日付けで多摩市長が相手方に係る後見開始の審判を請求し、令和 5 年 1 月 1 9 日に後見開始の審判がされた。その際、申立人である多摩市長が負担していた家事審判に関する手続の費用 5, 3 4 4 円は、家事事件手続法第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、相手方である本人が負担するように定められたため、求償を行った。しかし、相手方の破産手続において、令和 6 年 3 月 1 3 日に破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 2 5 2 条の規定による破産者の免責が許可された。これにより、今後、相手方から債権を回収できる見込みが無い場合、権利の放

棄を行う。

第 1 3 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

記

廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	3 - 7 1 号線	起 点	連光寺三丁目 4 0 番 2 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 で あ る 。
		終 点	連光寺三丁目 4 0 番 4 地先	

令和6年度第3ブロック廃止路線図

案内図

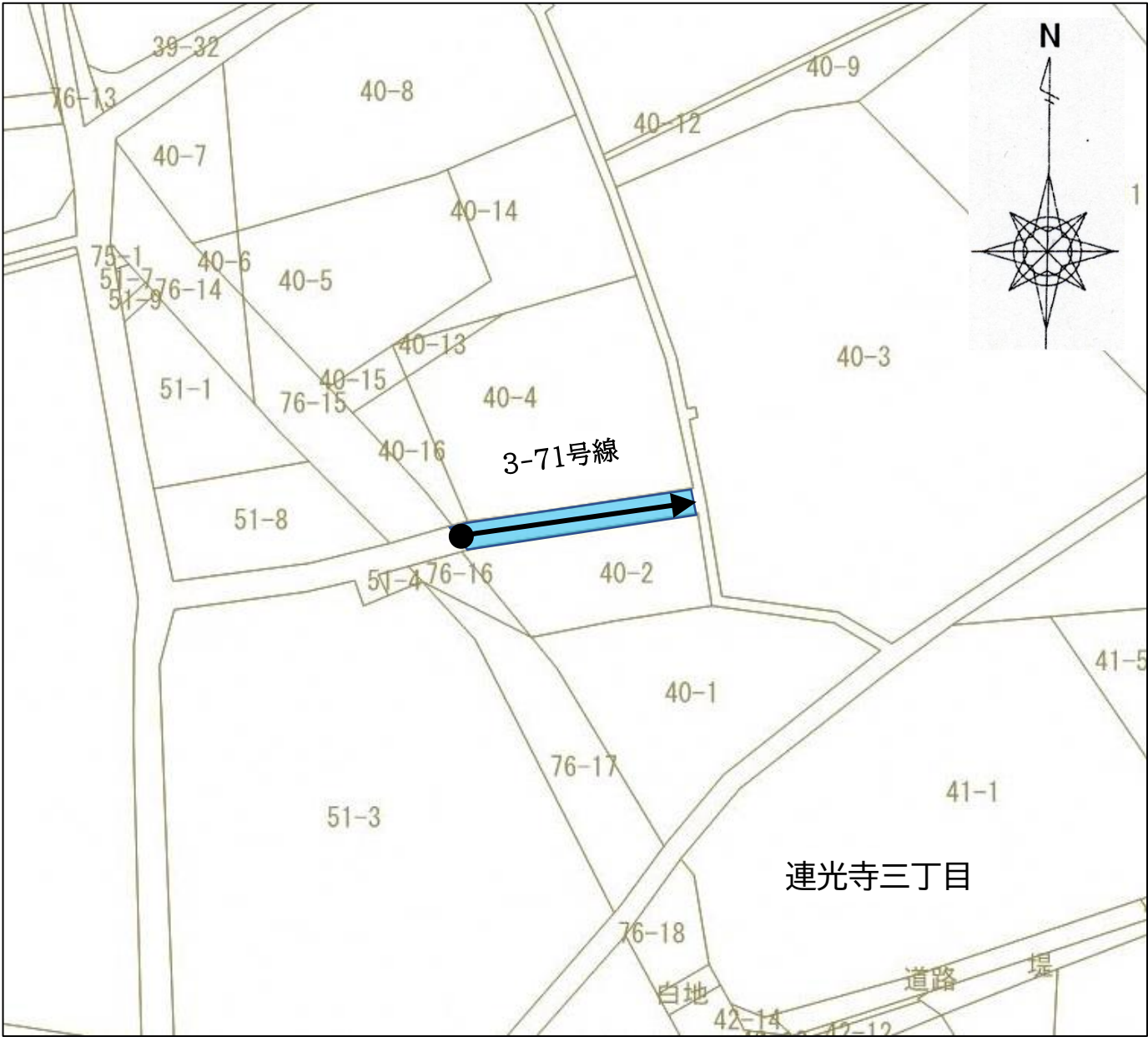
3-71号線





凡	例
起点	
終点	

廃止路線土地所在図

3-71号線



縮尺 1:500

凡	例
起点	
終点	

第14号議案

多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市手数料条例の一部を改正する条例

多摩市手数料条例（平成12年多摩市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和7年8月31日」を「令和10年8月31日」に改める。
附則に次の1項を加える。

- 5 令和7年4月1日から令和10年8月31日までの間に多機能端末機により交付する市税その他諸収入に関する証明の交付に係る手数料は、別表第1の1の部の規定にかかわらず、1件につき200円とする。

別表第3の2の部中「に規定する」を「の規定による」に、「設置認可」を「設置の認可」に、「変更認可」を「変更の認可」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 15 号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条
例（平成 27 年多摩市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

別表 5 の項第 28 号中「による」の次に「妊婦のための支援給付、」を加え、
「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用
給付若しくは乳児等のための支援給付」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 5 の項第 28 号
の改正規定（「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのため
の施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改める部分に限る。）
は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第16号議案

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年多摩市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「者の職務」を「職務」に、「者を」を「ものを」に改める。

第7条第1項中「者の」を削り、「者を」を「ものを」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号を削り、同項第2号中「前項第2号」を「前項第1号」に、「扶養親族たる子」を「者」に、「9,000円」を「13,000円」に改め、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 扶養親族たる父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（行政職給料表(1)、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級であるもの（以下「4級職員」という。）の扶養親族たる父母等 3,000円）

第8条第3項第5号を削り、同項第4号中「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号中「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第8条の2第2項第1号中「55,000円」を「150,000円」に、「少ない額。」を「少ない額」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「55,000円」を「150,000円」に改め、「（第1号ただし書に規定するときに該当する場合は、同号ただし書の規定により算出した額）」を削り、

同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。）その他市規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額又は150,000円に支給月数を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項第1号の規定による運賃等相当額又は当該運賃等相当額及び前項第2号に定める額の合計額

第15条第1項中「6,000円」を「6,100円」に改め、同項ただし書を削る。

第15条の2第2項中「までの間」の次に「又は午後10時から午後12時までの間」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定並びに次項及び附則第4項から第7項までの規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の多摩市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の規定及び附則第4項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害があ

る者」とあるのは 「(5) 心身に著しい障害がある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係の相手方(当該職員と日常生活において協力して継続的な共同生活を行うことについて市長が定めるところにより宣誓をした者又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度若しくはこれと同等のものとして市長が認める地方公共団体の制度による証明を受けた当該職員の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「(2)扶養親族たる父母等(前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。)6,000円(行政職給料表(1)、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級であるもの(以下「4級職員」という。)の扶養親族たる父母等3,000円)」とあるのは「(2)扶養親族たる父母等(前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。)(3)扶養親族たる配偶者等(前項第6号に掲げる者をいう。以下同じ。)(6,000円(行政職給料表(1)、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級であるもの(以下「4級職員」という。))の扶養親族たる配偶者等に限り、改正後3,000円」とし、改正後の条例第8条の規定の適用については、同条第3項第4号及び第5号中「扶養親族」とあるのは、「扶養親族たる配偶者等又は扶養親族」とする。(令和7年3月31日までの間における宿日直手当に関する特例措置)

4 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における改正後の条例第15条の規定の適用については、同条中「支給する。」とあるのは、「支給する。ただし、1回の勤務が5時間未満の場合は、当該1回の勤務につき3,050円を支給する。」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合には、令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前の多摩市一般職の職員の給与に関する条例の規定により既に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(差額の支給日)

- 6 前項の規定による給与の内払と改正後の条例の規定による給与との差額の支給日は、多摩市一般職の職員の給与に関する条例第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和7年4月21日とする。

(委任)

- 7 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

第 17 号議案

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 13 年多摩市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 16 条第 1 項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第18号議案

多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年多摩市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び第15条の2第1項」を「、第15条の2第1項、第17条第2項及び第18条第2項」に、「第2条の2中」を「給与条例第2条の2中」に、「第15条の2第1項中」を「給与条例第15条の2第1項中」に改め、「採用された職員」との次に「、給与条例第17条第2項中「次の表に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める割合」とあるのは「6月に支給する場合にあっては100分の80、12月に支給する場合にあっては100分の80」と、給与条例第18条第2項中「次に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める割合」とあるのは「6月に支給する場合にあっては100分の112.5、12月に支給する場合にあっては100分の112.5」とを加え、同条第2項中「、第13条、第18条及び第18条の4」を「及び第13条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 19 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び超過勤務の制限等）

第 6 条の 2 多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 13 年
多摩市条例第 33 号）第 10 条から第 10 条の 3 までの規定は、育児又は介
護を行う会計年度任用職員について準用する。

第 9 条第 9 号中「子の看護休暇（任用期間が 6 月以上の会計年度任用職員に
限る。）」を「子の看護等休暇」に改め、同条第 16 号を同条第 17 号とし、
同条第 15 号中「（任用期間が 6 月以上の会計年度任用職員に限る。）」を削
り、同号を同条第 16 号とし、同条第 14 号を同条第 15 号とし、同条第 13
号の次に次の 1 号を加える。

(14) 災害休暇

第 18 条第 1 項第 3 号中「第 16 号」を「第 17 号」に改める。

別表専門スタッフの部庁舎管理員の項中「8,000 円」を「8,200 円」
に、「14,000 円」を「19,500 円」に改め、同表補助スタッフの部
中

「

事務補助員	対象とする	1,236 円
保育等補助員		1,236 円

を

」

事務補助員	対象とする	1, 310円	に
技術支援員		1, 400円	
保育等補助員		1, 310円	

改め、同部保育園調理補助員の項中「1, 236円」を「1, 310円」に改め、同部中

栄養士A	1, 528円	を
------	---------	---

栄養士（健診等担当）	1, 910円	に
栄養士	1, 528円	

改め、同部文化財調査員Bの項、市立図書館奉仕員Bの項及び学校図書館司書の項中「1, 236円」を「1, 310円」に改め、同部学校補助用務員の項中「1, 260円」を「1, 310円」に改め、同部短期事務補助員の項、軽作業員の項、保育士の項及び短期保育補助員の項中「1, 169円」を「1, 239円」に改め、同部児童館補助員Aの項中「1, 294円」を「1, 314円」に改め、同部児童館補助員Bの項中「1, 219円」を「1, 239円」に改め、同部養護教諭の項中「1, 800円」を「1, 850円」に改め、同部栄養士Bの項中「栄養士B」を「短期栄養士」に改め、同部エデュケーション・アシスタントの項中「1, 570円」を「1, 625円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 20 号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和 40 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「別に定」を「別に定め」に、「外」を「ほか」に改める。

第 36 条の 2 第 10 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号及び第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 147 条第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 1 号議案

多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例

多摩市企業立地促進条例（平成 1 4 年多摩市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ただし書中「を除く」を「にあっては、市長が主たる施設と一体的な利用に供する施設であると認めるものに限る」に改め、同条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 宿泊施設 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）の用に供する施設及びこれに附属する施設（当該附属する施設の面積の施設全体の面積に占める割合が別に定める割合以下であるものに限る。）のうち、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 9 条第 6 項に規定する第二種住居地域、同条第 9 項に規定する近隣商業地域又は同条第 1 0 項に規定する商業地域の区域にあるものをいう。

第 3 条第 1 項第 3 号中「1 0 人以上であること」の次に「（宿泊施設にあっては、新設等又は増築にかかわらず、事業所の常用雇用者が 5 人以上であること。）」を加え、同項第 4 号中「（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）」を削り、同項第 9 号中「（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）」を削り、同項中第 1 4 号を第 1 5 号とし、第 1 0 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 宿泊施設の場合は、その形態等が、青少年の健全な育成及び快適で良好な生活環境の実現に反するものでないこと。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 奨励措置の対象となる事業所に主たる施設と一体的な利用に供する施設を

含む場合は、それぞれの施設を所有する企業等が異なる場合であっても、これらの施設及び企業等を一体として第1項の規定を適用することができる。

第6条第1項ただし書中「（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）の用に供する施設及びこれに附属する施設のうち、都市計画法第9条第6項に規定する第二種住居地域、同条第9項に規定する近隣商業地域又は同条第10項に規定する商業地域の区域にあるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第1項第1号中「事業所」の次に「（第5号に掲げる事業所を除く。）」を加え、同項第2号中「及び第4号」を「から第5号まで」に改め、同項第3号中「次号」の次に「及び第5号」を加え、同項第4号中「あるもの」の次に「（次号に掲げる事業所を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 宿泊施設 次の表に掲げる当該宿泊施設の客室数及び平均客室面積並びに常用雇用者数に応じ、同表に定めるとおりとする。

客室数及び平均客室面積	常用雇用者数	交付対象期間
30室以上かつ13平方メートル以上	5人以上	5年以内
80室以上かつ13平方メートル以上	5人以上	7年以内
150室以上かつ13平方メートル以上	8人以上	10年以内

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定企業の指定の申請をする企業等について適用し、この条例の施行の際現に指定企業の指定を受けている企業等及び同日前に指定企業の指定の申請を行った企業等については、なお従前の例による。

第 2 2 号議案

多摩市みんなの文化芸術条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市みんなの文化芸術条例の一部を改正する条例

多摩市みんなの文化芸術条例（令和 3 年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「者」の次に「のうちから多摩市長（以下「市長」という。）が委嘱するもの（以下「委員」という。） 7 人以内」を加え、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 8 年多摩市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

多摩市文化芸術 推進委員会	委員長	日額	1 2 , 5 0 0 円	
	副委員長	日額	1 1 , 8 0 0 円	
	委員	日額	1 0 , 7 0 0 円	

第 23 号議案

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 19 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 20 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 21 条—第 24 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 25 条・第 26 条）

第 3 章 雑則（第 27 条・第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨等）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、多摩市（以下「市」という。）における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「市最低基準」という。）を定めるものとする。

2 市最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、「乳児等通園支援」とは、乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児又は幼児であって満 3 歳未満

のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）への適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び援助をいう。

2 この条例において、「利用乳幼児」とは、多摩市長（以下「市長」という。）の監督に属する乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児であって満3歳未満のものをいう。

3 前2項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、市最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、市最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（市最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、市最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 市最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、市最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、利用乳幼児の降車の際にこれを用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し

運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該児童の数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を受け入れる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を受け入れる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設

ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（以下「屋内避難階段」という。）又は同条第3項に規定する特別避難階段（以下「特別避難階段」という。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外階段
	避難用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造（以下「耐火構造」という。）の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段（以下「屋外避難階段」という。）
	避難用	1 屋内避難階段（ただし、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分については、屋内と階段室とが、バルコニー又は付室（階段室が建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する

	構造を有するものに限る。)を通じて連絡し、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。)又は特別避難階段
	2 耐火構造の屋外傾斜路
	3 屋外避難階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）を設ける場合には、当該調理設備とそれ以外の部分とが耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。

カ 保育室等その他乳児又は幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所の開所時間を通じて

常時 2 人を下回ってはならない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している利用乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第 23 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第 24 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第 25 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係る部分に限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第 3 条第

2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 24 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 46 年多摩市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「はかる」を「図る」に改める。

第 2 条中「ある者」を「あるもの」に改める。

第 3 条第 1 項中「市長」を「多摩市長（以下「市長」という。）」に、「前条に定める」を「前条に規定する」に改め、同条第 2 項中「法人」の次に「（以下「被交付法人」という。）」を加える。

第 4 条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 5 条中「申請した」を「当該交付を申請した」に改める。

第 6 条中「補助金の交付を受けた法人」を「被交付法人」に、「補助対象たる事業」を「補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）」に改める。

第 7 条中「補助金の交付を受けた法人が」を「被交付法人は」に、「補助対象たる事業」を「補助対象事業」に改める。

第 8 条中「補助金の交付を受けた法人が、」を「被交付法人が」に改め、「場合は」の次に「、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し」を加え、同条第 2 号中「縮少し」を「縮小し」に改める。

第 9 条中「補助金の交付を受けた法人」を「被交付法人」に、「事業」を「補助対象事業」に改める。

第10条の見出しを「（実績報告）」に改め、同条中「補助金の交付を受けた法人」を「被交付法人」に、「2ヶ月」を「2か月」に、「、その他」を「その他」に改める。

別表民間保育所補助事業の部運営費補助金の項第2号中「零歳児加算額」を「0歳児加算額」に、「零歳児利用定員」を「0歳児利用定員」に、「零歳児対象児童数」を「0歳児対象児童数」に改め、同項第6号中「零歳児」を「0歳児」に改め、同部延長保育充実費補助金の項第3号の表中「零・1歳児」を「0・1歳児」に改め、同部保育所吹付けアスベスト等対策工事補助金の項中「交付に係る」の次に「国又は」を加え、同表備考4の項中「多摩市」の次に「の区域内」を加え、同表付表中「零歳」を「0歳」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 25 号議案

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年多摩市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のため

めに必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第28条第7号イの表4階以上の階の項中「同条」を「建築基準法施行令第123条」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 26 号議案

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年多摩市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全て」を「いずれか」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする

ための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 27 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 27 年多摩市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 5.81」を「100 分の 6.16」に改める。

第 5 条中「2 万 9,300 円」を「3 万 200 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 1.89」を「100 分の 2.00」に改める。

第 7 条中「1 万 2,000 円」を「1 万 2,400 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 1.68」を「100 分の 1.78」に改める。

第 9 条中「1 万 2,200 円」を「1 万 2,600 円」に改める。

第 21 条第 1 項第 1 号ア中「2 万 510 円」を「2 万 1,140 円」に改め、
同号イ中「8,400 円」を「8,680 円」に改め、同号ウ中「8,540 円」
を「8,820 円」に改め、同項第 2 号ア中「1 万 4,650 円」を「1 万 5,
100 円」に改め、同号イ中「6,000 円」を「6,200 円」に改め、
同号ウ中「6,100 円」を「6,300 円」に改め、同項第 3 号ア中「
5,860 円」を「6,040 円」に改め、同号イ中「2,400 円」を「2,
480 円」に改め、同号ウ中「2,440 円」を「2,520 円」に改め、
同条第 2 項第 1 号ア中「4,395 円」を「4,530 円」に改め、同号イ中
「7,325 円」を「7,550 円」に改め、同号ウ中「1 万 1,720 円」
を「1 万 2,080 円」に改め、同号エ中「1 万 4,650 円」を「1 万 5,
100 円」に改め、同項第 2 号ア中「1,800 円」を「1,860 円」に改め、
同号イ中「3,000 円」を「3,100 円」に改め、同号ウ中「4,800 円」
を「4,960 円」に改め、同号エ中「6,000 円」を「6,200 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 28 号議案

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成 27 年多摩市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 4 条第 1 項中「一」を「1」に改め、同項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項」を「第 140 条の 66 第 1 号イ(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改め、同条第 2 項中「次の各号に掲げる第 1 号被保険者の数に応じて、当該各号に定める職員」を「当該区域の第 1 号被保険者の数のうち 6,000 人を超える人数につきおおむね 2,000 人ごとに前項各号に掲げる職員のうちいずれか 1 人」に改め、同項各号を削り、同条に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を 1 の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに第 1 項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の 1 の地域包括支援センターがそれぞれ前 2 項の規定による基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の 1 の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

4 前 3 項の場合において、地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認め

るときは、地域包括支援センターの職員の員数について常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 29 号議案

多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立公園条例の一部を改正する条例

多摩市立公園条例（昭和 47 年多摩市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 中「第 2 条第 13 号」を「第 2 条第 15 号」に改める。

第 3 条第 2 項中「変更しよう」を「変更をしよう」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「掲げる」を「定める」に改める。

第 20 条第 1 項中「必要限度」を「必要な限度」に改める。

別表第 4 業として行う写真撮影の項中「撮影機 1 台につき 1 月」を「撮影機 1 台 1 月につき」に改め、同表業として行う映画、テレビ、ビデオ撮影、興行等の項中「テレビ、ビデオ撮影」を「テレビ又はビデオの撮影」に改め、同項の次に次のように加える。

物品販売その他の営業に関する行為	1 平方メートル 1 日につき	120 円
------------------	-----------------	-------

別表第 4 に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用する期間若しくは時間が 1 月、1 日若しくは 1 時間未満であるとき又は使用する期間若しくは時間に 1 月、1 日若しくは 1 時間未満の端数があるときは、当該期間若しくは時間又は端数をそれぞれ 1 月、1 日又は 1 時間として計算するものとする。
- 2 使用面積が 1 平方メートル未満であるとき又はその面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は端数を 1 平方メートルとして計算するものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

第30号議案

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年多摩市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第2項中「までの間」の次に「又は午後10時から午後12時までの間」を加える。

第17条第2項中「相手方」の次に「（当該職員と日常生活において協力して継続的な共同生活を行うことについて多摩市長が定めるところにより宣誓をした者又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度若しくはこれと同等のものと管理者が認める地方公共団体の制度による証明を受けた当該職員の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。